

狭山市と東京電力パワーグリッド株式会社との ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定書

狭山市(以下「甲」という。)、東京電力パワーグリッド株式会社(以下「乙」という。)は、狭山市におけるゼロカーボンシティの実現に向けて、次のとおり連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利活用、脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、ゼロカーボンシティの実現およびレジリエンスの強化に資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 省エネルギーの推進に関する事
- (2) 再生可能エネルギーの利活用に関する事
- (3) 電化その他の脱炭素化に向けたエネルギーの転換に関する事
- (4) レジリエンスの強化に関する事
- (5) ゼロカーボンシティの実現に向けた普及啓発に関する事
- (6) その他ゼロカーボンシティの実現に関する事

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項にかかる取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲及び乙が合意の上、定めるものとする。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができるものとする。

(協定の見直し)

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容につき変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(本協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から5年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中か有効期間満了後かを問わず、第三者(ただし、第2条第3項に規定する乙の関係会社は除く。)に開示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(法令の遵守)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項または本協定の解釈につき疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

2022年10月27日

埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

甲 狭山市
市長



埼玉県志木市幸町1丁目8番50号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社
志木支社長

